

訪問介護の基本報酬引下げの見直し等を早急に求める意見書

国は令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬を引き下げた。

厚生労働省は、訪問介護の収支差率が他の介護サービスより高いことを引下げの判断要素としているが、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所や都市部の大規模事業所などの一部の事業所が収支差率の平均値を引き上げているものであり、事業規模や地域に即した実態を踏まえていない。

介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられている上に、移動が必要な訪問介護については、移動時間が直接的には介護報酬の算定対象とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情がある。

身体介護、生活援助などの訪問介護は、独居の高齢者をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。

現状の訪問介護の基本報酬のままでは、訪問介護事業者が経営難に陥って、倒産や人手不足に拍車がかかり、ひいては訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者が増加するおそれがあるなど、地域包括ケアシステムの構築が危ぶまれる事態が起きかねない。

よって国会及び政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 訪問介護の基本報酬の引下げを速やかに見直すこと。なお、今後の介護報酬改定に当たっては、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を十分踏まえて判断すること。
- 2 訪問介護事業所の経営難の一因である人手不足を解消するため、介護従事者の更なる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月25日

衆	議	院	議	長	)	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
厚	生	労	働	大			臣

神奈川県議会議長